スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険は、アマチュアのスポーツ・文化・ボランティア・地域活動等を行う５人以上の社会教育関係団体が加入できる保険です。

平成 26 年度にスポーツ安全保険に加入していた団体は、更新手続きが必要になります。引き続き加入する場合は、送付した用紙でお申し込みください。

また、新規で加入を希望する団体は、申込用紙が市民スポーツ課に備え付けてあります。

団体	対象	年間掛金（1人当たり）
中学生以下	スポーツ活動、文化・ボランティア活動	800 円
	上記団体活動に加え個人活動を含む	1,450 円
高校生以上	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎等	800 円
	スポーツ活動及び指導・審判	1,850 円
	子どもへのスポーツ活動指導・審判	1,300 円
	スポーツ活動(65 歳以上)	1,000 円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	11,000 円

◎保険期限＝平成 28 年３月 31 日（木）

※中途加入を随時受け付けますが、掛金振込日の翌日から有効となります。

問スポーツ安全協会鹿児島県支部
☎ 099-813-1108

障害者に対する紙おむつ購入費の助成範囲を拡大しました

これまで、障害者日常生活用具給付事業として、直腸・膀胱機能障害の障害者手帳を取得している人や、重度の身体障害者手帳と重度の療育手帳の両方を取得している人に紙おむつの購入費の助成を行っていましたが、平成27年４月から、重度の身体障害者手帳、重度の療育手帳のいずれかを取得している人も助成が可能となりました。

※所得に応じ一部自己負担額有り

問市福祉政策課（１階⑲番窓口）
☎ 43-2111（内線 3133）

軽自動車税の減免申請を受け付けます

◎身障者に対する減免＝身体障害者手帳等をお持ちの人で、一定の級以上の人は、軽自動車税の減免申請が可能

※減免は障害者１人につき１台。普通自動車税の減免を受けている人は対象外

※以前申請した人でも、車の買い替え、使用状況の変更等の場合は再度申請が必要

○減免の対象になる軽自動車（自家用のみ）

①一定の級以上の障害者本人が運転する本人名義の軽自動車

②一定の級以上の障害者の通院・通学・通勤のために生計を同一にする人、又は障害者の常時介護者が運転する障害者本人名義の軽自動車

※知的障害者や 18 歳未満の障害者との生計同一者名義の軽自動車を含む

※減免対象基準については、窓口又は電話で確認

◎構造に対する減免

○減免の対象となる軽自動車

主に身体障害者等の利用する構造となっている軽自動車等（車いす昇降装置や固定装置、浴槽のある車等）

※車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」等と記載が無い場合は、その旨の分かる写真等の添付が必要

◎手続きに必要なもの＝平成 27 年度軽自動車税納税通知書、車検証、運転者の運転免許証、各種障害手帳、印鑑、生計同一証明書（※）

※生計同一証明書は、障害者本人と生計を同一にする人や常時介護者が運転する軽自動車を申請する場合に必要で、市福祉政策課又は各総合支所市民生活課にて交付します。（交付には、通院・通学・通勤を証明する書類が必要）

◎申請期間＝納税通知書が届いてから納期限の６月１日（月）まで（土・日曜日を除く）

問市税務課（１階⑮番窓口）
☎ 43-2111（内線 3116・3149）
各総合支所地域政策課

お知らせ

軽自動車税の税額と改正時期が一部変更になりました

平成 26 年度地方税改正により、軽自動車税が引き上げられることとなりましたが、平成 27 年度税制改正により、税額及び改正時期が一部変更されました。

◎原動機付自転車・二輪車等＝税率の引き上げが１年間延長されたため、平成 27 年度はこれまでの税率を適用

※新税率は平成 28 年度からの適用

◎三輪・四輪の軽自動車

○平成 27 年４月１日（水）以降に取得した車両＝新税率を適用

○平成 27 年３月 31 日（火）以前に取得した車両＝現行の税率を適用

○環境負荷の大きい車両（重課税率）

新車登録から 13 年以上を経過した環境負荷の大きい車両は、平成 28 年度から高い税率を適用

○環境負荷の小さい車両（軽課税率）

平成 27 年４月１日（水）から平成 28 年３月 31 日（木）までに新規登録した３輪以上の軽自動車の中で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両に対しては、グリーン化特例により、翌年度（平成 28 年度）の課税のみ低い税率を適用

※軽課税率の割合は、環境性能（燃費）に応じて、税率の概ね 75％軽減、50％軽減、25％軽減の３段階に設定

（単位：円）

種別		現行	新税率	H28年度～ 重課税率	H28年度のみ 軽課税率の例（※）
乗用	自家	7,200	10,800	12,900	5,400
	営業	5,500	6,900	8,200	3,500
貨物	自家	4,000	5,000	6,000	2,500
	営業	3,000	3,800	4,500	1,900
三輪		3,100	3,900	4,600	2,000

※表中の軽課税率は、３段階のうちの50%軽減措置を例示

問市税務課（１階⑮番窓口）
☎ 43-2111（内線 3116・3149）

小型浄化槽の設置の際に補助金を交付します

市では、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業の実施区域外にある住宅に対し、家庭雑排水（台所・風呂・洗濯等）とし尿を併せて処理する浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。

※この補助金は予算の範囲内で実施するため、今年度の予算額に達した時点で終了

◎単独処理浄化槽の撤去費の補助＝単独処理浄化槽からの転換で、単独処理浄化槽を撤去する場合、さらに撤去費として10万円を上限に加算

区分		人槽	補助額
市内業者	単独処理浄化槽からの転換	5人槽	382,000 円
		7人槽	464,000 円
		10人槽	598,000 円
	くみ取り便槽からの転換	5人槽	432,000 円
		7人槽	514,000 円
		10人槽	648,000 円
市外業者	単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	5人槽	332,000 円
		7人槽	414,000 円
		10人槽	548,000 円

◎算定基準

○５人槽＝延べ床面積が 130㎡以下の住宅

○７人槽＝延べ床面積が 130㎡を超える住宅

○10 人槽＝二世帯住宅で風呂が複数ある住宅

※居住人数に見合う浄化槽に変更できる場合有り

問市上下水道部下水道課　☎ 31-1133

５月は赤十字運動月間です

日本赤十字社では、赤十字社が誕生した５月を「赤十字運動月間」と位置付け、赤十字事業に必要な活動資金へのご協力を広く呼びかけています。

この資金をもとに、国内外で地震・台風などの自然災害、戦争や紛争で苦しむ人々に救援の手を差し伸べています。

赤十字の活動に、ご理解とご協力をお願いします。

問日本赤十字社鹿児島県支部鹿屋市地区（市社会福祉協議会内）　☎ 44-2277

イベント

海辺の「軽トラ市」

◎内容＝軽トラの荷台で行う地元の朝取れ農産物の販売

※当日は軽トラ 10 台程度が参加予定

◎日時＝５月10日(日)　9:00～11:00

※雨天決行で、売り切れ次第終了

◎場所＝旧菅原小学校跡地

問菅原校区活性化協議会　☎ 46-3575

アコースティックユニット「高鈴」市役所ロビーコンサート

◎内容＝鹿屋のために楽曲を作り、鹿屋市内の小中学校等における合唱・合奏の指導を行っているプロミュージシャン「高鈴」による国民文化祭キャンペーンコンサート

◎日時＝５月11日(月)　12:15～12:50

◎場所＝市役所本庁１階市民ホール

◎観覧料＝無料

問市生涯学習課（６階）　☎ 31-1138

かのやばら祭り 2015 春「浅井慎平氏写真撮影会」

◎日時＝５月 17 日（日）　10:00 ～

◎場所＝かのやばら園

◎講師＝浅井 慎平 氏（かのや「ばら」と「海」フォトコンテスト 2015 審査員）

◎参加料＝無料

※事前申込は不要。ただし入園料が必要

問市商工観光課ばらのまち推進室（２階）
☎ 31-1150

かのやばら祭り 2015 春「かのやばら園 早朝・夜間特別開園」

◎内容＝早朝・夜間に、園内で写真撮影やウォーキング等が行える早朝・夜間の特別開園

※ライトアップやイルミネーションの点灯はありません。

◎日時＝５月 16 日（土）・17 日（日）
6:00 ～ 21:00

◎場所＝かのやばら園

※入園料が必要

問市商工観光課ばらのまち推進室（２階）
☎ 31-1150

第 30 回国民文化祭・かごしま 2015 応援事業　第 46 回鹿屋市文化祭～咲かそう 文化の華 IN かのや～

◎内容＝鹿屋市文化協会が中心となり、一般の市民や各種同好会、吾平・串良・輝北の文化協会の会員も参加して開催する交流文化祭

○舞台発表（市文化会館）
５月 23 日（土）　12:00 ～ 17:50
５月 24 日（日）　12:00 ～ 17:40
詩吟、三味線、民謡、太鼓、箏、大正琴、舞踊、着付け、バレエ、コーラス、尺八　など

○展示発表（市中央公民館）
５月 23 日（土）　10:00 ～ 17:00
５月 24 日（日）　10:00 ～ 17:00
華道、絵画、書道

○煎茶道（市文化会館ロビー）
５月 23 日（土）　11:00 ～ 14:00

○茶道（市中央公民館和室）
５月 24 日（日）　11:00 ～ 14:00

問市生涯学習課（６階）　☎ 31-1138